

ヴィアティン三重ホームゲーム出店規約

本規約は、株式会社ヴィアティン三重ファミリークラブ(以下「当社」という。)が運営するサッカーまたはイベントにて、飲食または物販の出店を希望する個人または企業(以下「申込者」という。)の出店申込及び出店に係る遵守事項を定めたものである。申込者及び出店者は本規約を十分に確認し、同意するものとする。

第1条 (出店申込資格)

申込者の出店資格は次のとおりである。

- (1) 所管する地域にて、営業を許可する公的機関の発行する営業許可証を有する者
- (2) 食品衛生責任者、またはそれに代わる資格を有する者
- (3) 食品賠償保険等に加入している者
- (4) 保健所が定める、適切な衛生管理と加工ができ、販売品を衛生的に取り扱える者
- (5) 当社の指示、出店区画に同意できる者
- (6) キッチンカーもしくは移動販売車で出店が可能である者(テント出店は不可)

第2条 (出店申込禁止)

以下各号に該当する者は出店申込を行うことができない。また、申込者は自身が以下各号に該当する者ではないことを表明し保証する。

- (1) 制限能力者(成年被後見人、被保佐人、被補助人、及び未成年者)
- (2) 申し込み業種について、申込日から過去1年以内に行政処分を受けた者
- (3) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員・暴力団準構成員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団、その他これらに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」という。)
- (4) 反社会的勢力の支配・影響を受け、または反社会的勢力を利用し、暴力的要求行為、不当要求行為、脅迫的言動、暴力行為、風説流布・偽計による信用毀損行為、業務妨害行為、その他これらに準ずる行為を行う者(第三者を利用して行う場合も含む。)
- (5) 第1条の要件を満たさない者
- (6) その他当社が不相当と認めた者

第3条 (出店申込資料等)

申込者は、当社が指定する申込フォーム及び以下各号の資料(以下「出店申込資料」という。)を、当社が指定する期日までに所定の方法により提出するものとする。当社は出店申込資料等を審査後、出店許可を認めた申込者(以下「出店者」という。)のみに出店承諾書を送付し、この出店承諾書をもって当社と出店者の契約が成立したものとみなす。なお、申込者は出店許可の是非に関する異議申し立てをすることはできない。

- (1) 出店申込書 1部
- (2) 営業許可証一式の写し 1部
- (3) 食品衛生責任者(またはそれに代わる資格証明書)の写し 1部
- (4) 食品賠償保険等の証明書の写し 1部
- (5) 事業概要書(法人は会社案内で代用可) 1部
- (6) 販売メニュー品目の一覧 1部
- (7) 販売車写真画像 数枚(出店を予定する全ての販売車、ナンバープレート、販売車全体が確認可能な写真)

第4条 (出店プラン)

1. 申込者は、当社が指定する以下のA・Bプランのうち、どちらかを選択するものとする。なお、当社が認めた場合は途中でもプラン変更が可能とする。

	プラン A	プラン B
出店料	3,000 円	5,000 円
エリア	出店エリア中心部分	出店エリア内両端3区画以内
アルコール販売料	5,000 円	5,000 円
当社設備利用	なし	なし

2. 出店料は当社が発行する請求書をもとに、期日までに振込にて支払うものとする。なお、遅滞等が発生した場合は、今後一切の出店を認めないものとする。

第5条 (出店場所及び区画)

1. 出店場所及び区画は、当社から出店者に対し通知するものとする。ただし、当社の都合により、当初予定していた出店場所及び区画が急遽変更となる場合がある。
2. 当社は必要に応じて出店に係る立会検査を行うことができ、改善指示を行うことができる。

第6条 (販売可能な商品)

出店者が販売可能な商品は、出店者の営業許可証の範囲内の飲食物とする。

第7条 (販売禁止商品)

1. たばこ、アルコール飲料、ノンアルコールビール、消費期限及び賞味期限が切れている飲食物またはそれらで調理したもの及び当社が不適当と判断したものは販売禁止とする。
2. 酒類およびノンアルコールビールについては、販売料金を支払った者、もしくは 30 万円以上のパートナー企業は特定の銘柄に限り、当社の指定するカップを1つあたり 30 円にて購入し販売することができ、購入したカップは次回以降の出店時にも転用することができるものとする。なお、カップの

購入代金は出店料と共に支払いをするものとする。

第8条 (出店スケジュールの調整及び周知)

1. 出店者は、出店をする期間(原則 1 箇月間)の前月 15 日または当社が指定する期日までに、出店スケジュール(出店日、販売物の種類)を提出するものとする。提出がない場合は出店なしとみなすものとする。
2. 出店者の都合により出店を取りやめる場合、または変更がある場合は、出店日の3営業日前までに申込時の当社担当者へ電話またはメールにて報告するものとする。なお、当社の営業日及び受付時間は第 17 条によるものとする。
3. 前項の報告がなく出店をとりやめた場合、出店者は1日当たり 3,000 円のキャンセル料を当社に支払わなければならない。ただし、出店当日が大雨、強風、大雪などの悪天候かつ当社への出店キャンセル報告がある場合、キャンセル料は発生しないものとする。
4. 出店者が無断で出店を取りやめた場合、以後出店を認めないものとする。

第9条 (出店時間)

出店時間は、当社の指定した時間内とする。

第10条 (その他出店者の遵守事項)

出店者は以下各号の項目を遵守しなければならない。

- (1)キッチンカー(テント削除)の搬入・搬出は出店者各自の責任において行うこと。
- (2)食品衛生責任者の修了書またはそれに準ずるもの及び営業許可証を、商品受け渡し場所等、視認性の良い場所に掲出をすること。
- (3)電力、調理用の水、その他販売に関わるものは、出店者各自で用意すること。
- (4)調理に火気を使用する場合、必ず消化器を設置すること。
- (5)出店者自身でゴミ箱を設置し、排水と共に各自で持ち帰り処分すること。
- (6)営業終了後は、出店者は自己の備品等すべてを持ち帰り、備品を放置しないこと。
- (7)営業終了後は、使用したエリアをキッチンカー設置前と同じ状況に戻すこと。
- (8)騒音等の迷惑行為は行わないこと。
- (9)販売品についての事故や苦情は、出店者の責任とし、迅速に対応すること。
- (10)キッチンカーの破損、紛失等について、当社は一切責任を負わず、出店者自身の責任によって対応すること。
- (11)出店者が保健所による立会検査等により改善指導を受けた場合、直ちに当社へその報告をすること。
- (12)出店期間中に営業許可証の更新、食品衛生責任者の更新、取扱品目の追加(販売メニュー品目の変更を含む。)、食品賠償保険等の更新など、出店申込資料等に変更が発生した場合、出店者は直ちに当社へ新たな出店申込資料等を提出すること。

- (13) 出店に関する各種関係諸法令に違反する等、当社の信用を害する行為を行わないこと。
- (14) 出店者およびそのスタッフの営業中の飲酒、ならびに所定の喫煙場所以外での喫煙は禁止する。
- (15) 当社の従業員の指示がある場合はそれに従うこと。

第12条 (損害賠償)

出店者が、当社または土地所有者その他第三者に損害を与えた場合、直ちに当社にその旨を申し出るとともに、その損害を賠償しなければならない。

第13条 (販促)

出店者が販促活動を行う際は、当社の商号(ロゴ等含む。)を無断で使用してはならない。ただし、事前に当社の許可を得た場合はこの限りではない。

第14条 (契約解除)

1. 当社は、出店者が次の各号に掲げる事由の一つに該当した場合には、何らの催告なしに直ちに契約を解除することができるものとする。

- (1) 監督官庁より営業停止または営業許可の取消等の処分を受けたとき
- (2) 破産申立、特別清算、民事再生手続、会社更生手続開始等の原因となる事由が生じたとき
- (3) 解散もしくは営業の重要な一部の譲渡を決議、または他の会社に吸収合併されたとき
- (4) 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行等の申立てを受けたとき等財産状況が悪化したとき
- (5) 財産状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき
- (6) その他出店者が当社の信頼を失墜させる行為を行ったとき

2. 当社は、出店者が本規約の各条項に違反したときは、相当の期間を定めて是正を催告し、なお是正されないときは、出店を停止させ、契約を解除することができる。

第15条 (免責)

地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電、感染症、戦争行為(ミサイル飛来等含む。)等その他不可抗力と認められる事故、または、当社若しくは出店者の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた出店中止等について、当社及び出店者は互いにその責を負わないものとする。

第16条 (問い合わせ)

出店に関する当社への問い合わせは以下の通りとする。

株式会社ヴィアティン三重ファミリークラブ 担当:市野

電話:0594-87-6009 / メール:event@veertien.jp

第17条 (本規約の変更)

当社は、当社が必要と認めたとときに、申込者及び出店者の一般の利益に適合する場合または本規約

の範囲内で、変更の必要性、変更後の内容の相当性などに照らして合理的な内容に限り、いつでも本規約を変更することができる。この場合、当社は変更後の本規約の内容及び変更を出店者に遅滞なく知らせる。

第18条（協議）

本規約に定めがない事項及び本規約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

上記規約に同意し、ヴァイティン三重のホームゲームに出店を希望いたします。

2024年 月 日

住所

法人名(個人事業主の場合は氏名)

印